

品川区立就学前乳幼児教育施設の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立就学前乳幼児教育施設（ぱりすぐーる西五反田）
所在地：品川区西五反田三丁目 9 番 9 号

2 指定管理者候補者

名 称：特定非営利活動法人 子育て品川
所在地：品川区小山台 1 丁目 28 番 4 号
代表者：代表理事 松尾 和英

3 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である特定非営利活動法人 子育て品川を候補者として特定し審査を行った。

(2) 理由

本施設には、保育所機能と幼児教育機能の相互の特色を活かした乳幼児教育施設として一体的に一貫した事業展開と継続性が求められる。

現指定管理者は、乳幼児の健全育成と就学前教育を推進し、平成 16 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 期、計 15 年度に亘り継続的かつ安定した園の運営をおこなってきた。この間の実績は十分に評価できることから、候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区子ども未来部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、特定非営利活動法人子育て品川の申請内容について、「品川区立就学前乳幼児教育施設条例第15条第2項」に定める選定基準に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 子ども未来部長
委 員 企画部企画調整課長
委 員 子ども未来部子ども育成課長
委 員 子ども未来部保育課長
委 員 子ども未来部保育施設調整担当課長
委 員 子ども未来部保育支援課長

6 選定理由

- (1)これまで15年間にわたり、乳幼児教育における質の高い保育・教育実績の提供をしてきた。
- (2)今後も、継続し安定した就学前乳幼児教育を提供する人員配置と財務状況である。
- (3)伝統文化の継承や国際理解教育に関する保育内容、交流事業の開催などの特色ある取組みがある。
- (4)地域子育て支援センター、生活支援型一時保育の一体的運営により、乳幼児教育の充実と子育て環境の向上に継続的に寄与している。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立東大井地域密着型多機能ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立東大井地域密着型多機能ホーム
所在地：東京都品川区東大井5丁目8番12号

2 指定管理者候補者

名 称：株式会社 大起エンゼルヘルプ
所在地：東京都荒川区東尾久1丁目1番4号5階
代表者：代表取締役 小林 由憲

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である株式会社大起エンゼルヘルプを選定候補者として特定し審査を行なった。

(2) 理 由

現指定管理者である株式会社 大起エンゼルヘルプは、平成21年4月からこれまで、品川区立東大井地域密着型多機能ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。
この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、株式会社 大起エンゼルヘルプの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委 員：福祉部障害者福祉課長

委 員：福祉部障害者施策推進担当課長

委 員：品川区保健所荏原保健センター長

委 員：企画部企画調整課長

6 選定理由

- (1) 株式会社 大起エンゼルヘルプは、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 指定期間中、利用者の個性を重視したケアの実践や品川保育園と合同の防災訓練の実施、地域行事の開催にも積極的であり、サービスの向上に取り組むとともに、地域に根差した施設運営に配慮されていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための能力を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適當であると判断した。

品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設
所在地：東京都品川区平塚二丁目10番20号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会
所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号
代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日までの5年間

4 候補者の選定方式

- (1) 公募型プロポーザル方式により選定した運営事業者を指定管理者候補者として特定し、審査を行った。
- (2) 理由
選定過程を透明化しつつ、かつ最も優良な事業者を選定するため。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 福栄会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：福祉部長
委員：福祉部福祉計画課長
委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：子ども未来部保育支援課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 福栄会は、品川区内で高齢者・障害者・児童等、多くの社会福祉施設を長年にわたり運営してきた経験・能力を有するとともに、財政基盤も安定していること。
- (2) 多世代交流事業の定期的開催や、介護予防事業における実施効果の可視化など、世代間交流や高齢者の生きがいづくりのための事業実施を計画しており、プログラムの充実と利用者のモチベーション向上を図るものと認められること。
- (3) これまでの豊富な施設経営ノウハウから施設の適切な維持・管理が図られること。また区の福祉施策や地域特性についても十分理解し、区との連携を円滑に進めている実績がある法人であること。

以上のことから、指定管理者候補者として適當であると判断した。

品川区立発達障害者支援施設の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立発達障害者支援施設
所在地：東京都品川区上大崎一丁目20番12号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 げんき
所在地：東京都品川区東大井五丁目23番9-113号
代表者：理事長 杉本 照夫

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人 げんきを選定候補者として特定し審査を行った。
- (2) 理由
現指定管理者である社会福祉法人 げんきは、平成26年4月からこれまで、品川区立発達障害者支援施設の指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。
この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委 員：福祉部障害者福祉課長

委 員：福祉部障害者施策推進担当課長

委 員：企画部企画調整課長

委 員：品川区保健所荏原保健センター所長

6 選定理由

- (1) 区立発達障害者支援施設の指定管理者候補者は、障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と一体的に障害者福祉へ寄与した実績のある法人である。
- (2) 発達障害者支援に係る高い専門性を活かし、利用者の就労支援等きめ細かな支援を行ってきた実績が認められる。就労継続支援B型事業においては積極的に製品の販路拡大を行い、利用者の社会進出を支援している。成人期支援事業では利用者の特性に配慮した丁寧な相談や専門機関との連携に努めている。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立上大崎つばさの家の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立上大崎つばさの家
所在地：東京都品川区上大崎一丁目20番12号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 げんき
所在地：東京都品川区東大井五丁目23番9-113号
代表者：理事長 杉本 照夫

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人 げんきを選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理由

現指定管理者である社会福祉法人 げんきは、平成26年4月からこれまで、品川区立上大崎つばさの家の指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委 員：福祉部障害者福祉課長

委 員：福祉部障害者施策推進担当課長

委 員：企画部企画調整課長

委 員：品川区保健所荏原保健センター所長

6 選定理由

- (1) 区立上大崎つばさの家の指定管理者候補者は、障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と一体的に障害者福祉へ寄与した実績のある法人である。
- (2) 利用者の心身状況に配慮し安定した生活支援を行い、信頼関係を構築している。
- (3) 利用者が町会行事に参加するなど、地域交流の支援も積極的に行っており、地域に根差した運営を行ってきた実績が認められる。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立心身障害者福祉会館の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立心身障害者福祉会館
所在地：東京都品川区旗の台五丁目2番2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

- (1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により事業者を公募したうえで、審査を行った。
- (2) 理由
選定過程を透明化し、かつ、最も優良な事業者を選定するため。

5 審査の経緯

- (1) 公募の結果、応募事業者は2事業者であった。うち、1事業者は辞退した。
- (2) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

(3) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長
委 員：福祉部福祉計画課長
委 員：福祉部高齢者福祉課長
委 員：福祉部障害者福祉課長
委 員：福祉部障害者施策推進担当課長
委 員：企画部企画調整課長
委 員：品川区保健所荏原保健センター所長

6 選定理由

- (1) 区立心身障害者福祉会館の指定管理者候補者は、現指定管理者として当該施設を長年にわたり運営しており、区の障害者福祉施策について理解し、区との協力体制に基づき障害者福祉へ寄与してきた実績が認められる。
- (2) 障害者のボランティア団体の活動の場として地域と連携して運営を行っている。
- (3) 法人として中期経営計画を策定し、サービス向上に向けての取組みが認められる。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立健康センターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称：品川区立品川健康センター
所在地：品川区北品川三丁目 11番22号
- (2) 名 称：品川区立荏原健康センター
所在地：品川区荏原二丁目 9番6号

2 指定管理者候補者

名 称：住友不動産エスフォルタ・N T T ファシリティーズ共同事業体
代表団体：住友不動産エスフォルタ株式会社
所 在 地：東京都新宿区西新宿二丁目 6番1号
代 表 者：代表取締役 月村 繁雄

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

- (1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、事業者を公募したうえで、審査を行った。
- (2) 理由
選定過程を透明化し、かつ、最も優良な事業者を選定するため。

5 審査の経緯

- (1) 公募の結果、応募事業者は3事業者であった。
- (2) 「品川区健康推進部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、応募事業者の提案内容について、選定委員会が「品川区立健康センター指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、住友不動産エスフォルタ・N T T ファシリティーズ共同事業体を指定管理者候補者とすることを決定した。

(3) 選定委員会の構成

委員長 健康推進部長
委 員 健康推進部健康課長
委 員 企画部企画調整課長
委 員 文化スポーツ推進部スポーツ推進課長
委 員 品川区保健所品川保健センター所長

6 選定理由

- (1) 選定委員会の評価が最も高く、地域に根差した質の高い事業展開が期待できること。
- (2) 運動実践から個人の交流まで、区民の健康づくりを支える施設として、区の基本構想を踏まえた提案内容であったこと。
- (3) 光熱水費の経費削減を図る提案内容であったこと。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。